

(仮称)稲城市路上喫煙の制限に関する条例(素案)に対する意見の概要と市の考え方

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
総論	条例の制定に賛成・おおむね賛成する。	9	○受動喫煙、火傷、吸い殻のポイ捨て等のモラルやマナーが守られていない。他自治体での同様の条例制定後、効果が感じられたため、規制に賛成。 ○市の素案は妥当だと考える。 ○基本的に大賛成。 ○条例の制定は必要。	今後、条例の制定にむけてしっかりと準備してまいります。
	過度であったり、一方的な規制には反対する。	9	○過度の規制には反対。 ○たばこを全面的に禁止するのは非現実的。嫌煙者も喫煙者も納得できる範囲の条例づくりから始めてほしい。 ○喫煙者がマナーを守ればよく、行政が規制をする必要はない。 ○規制ばかりでは、かえって路上喫煙やポイ捨てを助長させるのではないかと。	市では、平成12年より稲城市まちをきれいにする市民条例により、喫煙者の皆さまに、吸い殻のポイ捨て禁止などのマナー向上を呼びかけてまいりました。しかしながら、市には吸い殻のポイ捨てや歩きたばこを改善してほしい旨の要望をお寄せいただいております。このことから、今回、路上喫煙について規制を実施すべきと考えております。なお、条例化を進めるにあたり、喫煙者而非喫煙者との共存、協力し、安全かつ快適な生活環境を確保できる規制を目指してまいりたいと考えております。
	路上の歩行喫煙のみ禁止すべき。	1	—	人が集まる場所では、歩行喫煙に限らず立ち止まった喫煙も周囲の者に対するたばこの火による危険や望まない受動喫煙を引き起こす恐れがあります。従いまして、人が多く集まる駅周辺を禁止区域として重点的に規制を行い、また市内全域についても、歩行喫煙及び周囲の人がいる状況での路上喫煙を自粛する努力義務を課したいと考えております。
	ポイ捨て禁止の条項がない。路上喫煙より厳しく対処すべき。	1	—	ポイ捨てにつきましては、既に平成12年より稲城市まちをきれいにする市民条例により、市内全域で禁止されております。
	条例等は公平性が求められる。喫煙は規制し、飲酒は規制しないのか。	1	—	喫煙については、周囲の者に対して、たばこの火や煙により直接危険を及ぼす恐れがあるため、規制すべきと考えております。
	屋外での喫煙を規制すべきではない。	2	○屋外まで禁煙にされるのは喫煙者としては困る。 ○国ですら屋内での喫煙を議論しているときに、屋外で喫煙を規制すべきではない。条例の目的にある「煙などの迷惑」は、屋内に比較すれば常識的に希釈される。	屋外での喫煙行為につきましては、たばこの火による周囲の者への危険や吸い殻のポイ捨てを引き起こし、更に周囲に人がいる状況では、望まない受動喫煙につながるおそれがあります。これらを防止するため、健康増進法第25条に規定する措置のほか、屋外での喫煙を規制すべきと考えております。
	都内のような繁華街はなく、条例そのものに疑問がある。仮に条例制定するとしても人通りの少ない日や時間帯を除いてはどうか。	1	—	曜日や時間帯に関係なく、たばこの火による危険や望まない受動喫煙、吸い殻のポイ捨てを防止するため、市では条例によりそれらの行為を禁止してまいりたいと考えております。
	待機児童問題等最優先課題がある中で、なぜこの条例にこだわるのか。	1	—	将来を担う稲城の子どものためにも、この条例は必要であると考えます。
	規制内容の再考をすべき。	2	○再考が必要。 ○再考を希望する。	今回、多くの皆さまからいただきましたご意見を参考に、条例制定のもととなる考え方の整理を行ってまいります。
	路上喫煙の危険性について、具体的な被害状況の調査開示を要する。開放空間での受動喫煙における身体・健康被害の実態は。(全国1万5千人が受動喫煙により死亡しているとの資料があるが、他の要因に比し多いとは言えないのではないかと)	1	—	平成28年8月に厚生労働省が発行した「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(喫煙の健康影響に関する検討会編)において、日本における年間の受動喫煙による死亡者は約1万5千人との推計が示されており、開放空間であっても周囲に人がいる状況では、受動喫煙につながるものと考えております。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
条例の目的	「～のおそれ」というだけで、規制を設けるのは反対。個人の自由、思想、信条を侵すおそれのある条例である。	1	—	それぞれの行為に対して、状況が異なり、断定できないことから、「おそれ」という表現を使用しておりますが、たばこによる健康被害は、国やメーカーも認めていることであり、喫煙者がたばこを吸わない方へ配慮しなければならないルールを条例にすることは、必要であると考えます。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
路上喫煙 禁止区域	禁止区域の範囲設定の根拠が不十分である。	9	○禁止区域を駅から半径300mとする根拠がない。 ○若葉台駅も含めて、6駅一律の対応とすべき。 ○一律の範囲設定とすべきではない。 ○単純に半径で区切るのではなく、実態に即した禁止区域とすべき。 ○駅周辺ではなく、教育機関、公共機関周辺とすべき。	市では、たばこ1本を吸い終わるまでの移動距離をおおむね300mと試算していることから、駅から300mを禁止区域としております。ただし、若葉台駅については、連続する遊歩道で、信号を経ずに移動できるルートもあるため、一体で規制をする必要があり、他の駅よりも100mほど広い範囲を禁止区域としております。
	禁止区域が広すぎる。	5	○駅周辺の範囲が広すぎる。 ○禁止区域が半径300mは広すぎる(都内でも100～150m)。 ○規制区域の縮小を望む。	市では、たばこ1本を吸い終わるまでの移動距離をおおむね300mと試算していることから、駅から300mを禁止区域としております。ただし、若葉台駅については、連続する遊歩道で、信号を経ずに移動できるルートもあるため、一体で規制をする必要があり、他の駅よりも100mほど広い範囲を禁止区域としております。
	公園内を全面禁煙にする必要はない。	1	—	禁止区域内の公園につきましては、路上等での喫煙を禁止することにより、公園内の喫煙者の増加が予想されるため、禁止区域内に限り公園は、全面禁煙にしております。
	市内全域を禁止区域とすべき。	9	○市内全域を路上喫煙禁止にしてほしい。 ○市内を全面的に禁止してほしい。 ○市内全域で屋外(マンションのベランダを含む)禁煙にしてほしい。	市内全域において、歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛について努力義務を課しております。なお、今回の条例では、民有地での喫煙については、規制対象外になっております。
	市内全域の公園を禁止区域とすべき。	5	○全ての公園を禁止区域としてほしい。 ○市内の公園を全て禁煙にしてほしい。	市内全域において、歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛について努力義務を課しております。さらに、多数の人が交錯する駅周辺の道路及び公園につきましては、重点的に、禁止区域に指定したいと考えております。なお、今回の条例では、民有地での喫煙については、規制対象外になっております。
	学校や市役所等公共施設の敷地及びその周辺も禁止区域にすべき。	3	○教育機関(中小学校等)、公共施設(市役所、図書館等)、公園(若葉台公園、稲城中央公園等)の敷地内及び周辺も禁止区域にしてほしい。 ○市内で全面的に禁止してほしい。もしくは、市役所、市立病院、保健センター、中央・第二文化センター、第七小学校の周辺を禁止区域に含めてほしい。	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国や都で受動喫煙に関する動きが加速していくものと考えており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。
	通学路も禁止区域とすべき。	2	○通学路は禁止するなど、範囲の見直しを希望する。 ○通学路は路上喫煙が許されている区域と定めないほうがよい。	市では、通学路も含め、市内全域において、歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛について努力義務を課しております。さらに、多数の人が交錯する駅周辺の道路及び公園につきましては、重点的に、禁止区域に指定したいと考えております。
	禁止区域が狭すぎる。	10	○禁止区域は必要に応じわかりやすい区間に延長すべき。例えば、市立病院まで延長すべき。 ○禁止区域を半径400～500mにしてほしい。半径300mでは、自転車等の移動距離に即さない。 ○禁止区域が途切れたところが心配。遊歩道の途中で切らず、広範囲にしてほしい。 ○稲城駅は中央文化センターと市役所まで、南多摩駅は市立病院や中央図書館まで、禁止エリアを延長するのが望ましい。 ○禁止区域を市内全域少なくとも各駅から半径1km程度にまで拡大すべき。 ○若葉台地区は、円ではなく道で示しており、範囲も他の地域より大幅に狭いのは問題。 ○若葉台駅の禁止区域には、ワルツの社、ヤマダ電機、コーチャンフォー、ファインストーリアの周囲の道路を含めるべき。	市では、たばこ1本を吸い終わるまでの移動距離をおおむね300mと試算していることから、駅から300mを禁止区域としております。ただし、若葉台駅については、連続する遊歩道で、信号を経ずに移動できるルートもあるため、一体で規制をする必要があり、他の駅よりも100mほど広い範囲を禁止区域としております。
	将来的には、路上にいる者に受動喫煙をさせるような私有地での喫煙も禁止にすべき。	1	—	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国や都で受動喫煙に関する動きが加速していくものと考えており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。
	禁止区域外の被害の増加が懸念される。	4	○禁止区域外では、火傷、受動喫煙、ポイ捨て等の被害が増加するかもしれない。 ○禁止区域を定めることは、それ以外の区域について許可すると認めることだと思う。他の場所での路上喫煙やポイ捨ての増加を危惧する。	市内全域において、歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛について努力義務を課しております。さらに、多数の人が交錯する駅周辺の道路及び公園につきましては、重点的に、禁止区域に指定したいと考えております。なお、今回の条例では、民有地での喫煙については、規制対象外になっております。
	都道は禁止区域の対象外か。	1	—	禁止区域内の都道についても対象となります。
	禁止区域内の私有地での喫煙は規制されるのか。	2	○禁止区域内の私有地での喫煙はどうなるのか。 ○禁止区域内の持ち家の庭先の喫煙にペナルティを設けるべきではない。	市内全域において、歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛について努力義務を課しております。さらに、多数の人が交錯する駅周辺の道路及び公園につきましては、重点的に、禁止区域に指定したいと考えております。なお、今回の条例では、民有地での喫煙については、規制対象外になっております。
禁止区域の名称をわかりやすいものにすべき。	1	—	わかりやすい名称について検討してまいります。	

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
路上喫煙の禁止	路上喫煙行為の定義を幅広くすべき。	2	○路上喫煙行為の定義は、言い逃れを許さないようにもう少し幅広く解釈できる表現に変えたほうがよい。車椅子やキックボードに乗りながらの喫煙、スキップしながらの喫煙などを含めるべき。 ○路上喫煙の定義に「自動車に乗りながらの喫煙」が含まれていない。窓を開けて喫煙する人がいることから定義に加えるべき。	車椅子やキックボードは自転車等に含まれ、それらに乗りながらの喫煙やスキップしながらの喫煙は、歩行喫煙及び路上喫煙に含めます。なお、自動車は私的な空間であるため、規制対象外と考えております。
	電子たばこの取り扱いを明確にすべき。	2	○たばこVapor(アイコス・プルームテック)は、受動喫煙のリスクがなく、本条例の趣旨には該当しないため、間違った概念で条例が設定されることを危惧する。 ○電子たばこの取り扱いを明確にすべき。電子たばこから出るのは煙ではなく水蒸気であり、吸い殻もないためポイ捨てにもあたらない。	たばこ事業法により定義され、課税対象とされているたばこを規制の対象とすることとしております。電子たばこについては、原料に葉たばこが含まれ、葉たばこ由来のニコチンを含有しており、科学的に健康被害のないことが証明されていないことから、現時点では、規制対象に含めてまいりたいと考えております。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
喫煙所の取扱い(市設置)	喫煙所は設置すべきでない。	1	—	受動喫煙防止の観点から、市で喫煙所を設置することは考えておりません。
	喫煙所を設けるべき。	9	○ポイ捨て対策として、喫煙所を設けるべきである。 ○JTの協力やたばこ税の充当により、喫煙所を設置するべきではないか。 ○喫煙者の権利として、喫煙所を設置すべき。市民が喫煙所を教えることもできる。 ○駅の近くに喫煙場所が必要。 ○公共の場へ管理された喫煙所の設置を望む。 ○禁止区域外から区域内に入る前にポイ捨てする人が増えてしまうことが懸念されることから、その場所には喫煙所を設置すべき。	条例の目的の一つに、望まない受動喫煙の防止を掲げております。そのため市内全域における歩行喫煙及び周囲に人がいる状況での路上喫煙の自粛の努力義務のほか、人が多く集まる駅周辺を禁止区域と定めております。受動喫煙を防止させる目的の中、同区域に喫煙所を設置することは考えづらく、設置は困難であると考ております。
	行政が喫煙所をつくらない理由である「屋外での受動喫煙」の根拠が不明。喫煙所を設置している他の行政を参考とすべき。	1	—	屋外においてたばこの煙は拡散しますが、喫煙所などに喫煙者が集まる状況では、周囲の歩行者が望まない受動喫煙をしてしまうおそれがあります。また、多摩地域の既に条例を制定した市において、受動喫煙の防止を理由に、市が設置した喫煙所を撤去した事例があります。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
喫煙所の取扱い(業者設置)	煙を禁止区域内の道路に流出させてしまう私有地の喫煙所について、事業者が対策をするよう、どのように実行性をもたせるのか。	2	○煙を禁止区域内の道路に流出させてしまう私有地の喫煙所について、罰則規定を設けるなど、どう実行性をもたせるのか。 ○事業者の敷地内に設置された灰皿から禁止区域内の道路に煙が流入している。建物内に喫煙所を設置するよう事業者へ申し入れてほしい。	事業者の皆さまにつきましては、禁止区域内の路上等にいる人が望まない受動喫煙などにより、迷惑を被らないよう、十分に配慮するよう努めるものとします。
	事業者には、対策費として補助金を出してはどうか。	1	—	禁止区域内の路上喫煙の状況や財政状況などを参考に、検討してまいります。
	事業者の敷地内の喫煙所は、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨ての抑制になっている。	2	○この条例だと、店舗前の灰皿を撤去しなくてはならない。そうすると、駅までの歩道上に吸い殻が散乱してしまう。 ○コンビニの喫煙所は歩行喫煙の抑制になっているのではないか。	事業者の皆さまにつきましては、禁止区域内の路上等にいる人が望まない受動喫煙などにより、迷惑を被らないよう、十分に配慮するよう努めるものとします。
	灰皿のあるところでの喫煙まで制限すべきではない。	4	○公共の場で吸える場所が少なく、コンビニで通勤前の喫煙ができなくなってしまうのはとても辛い。灰皿のあるところでの喫煙まで制限しないでほしい。 ○コンビニなどでの喫煙は、店舗でたばこを販売している以上制限できないと思う。 ○一服する憩いの場が奪われることで、たばこの売り上げが減少、さらには客数の減少によりお店の利益が下がることも予想される。何より長年の利用者の期待に背くことになる。	事業者の皆さまにつきましては、禁止区域内の路上等にいる人が望まない受動喫煙などにより、迷惑を被らないよう、十分に配慮するよう努めるものとします。
	事業者私有地の喫煙規制は、法的に何の根拠があり、規制できるのか。	1	—	一般的に、条例の効力については、民有地についても及ぶものと考えておりますが、民有地への規制は、慎重に考えてまいります。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
路上喫煙防止 指導員	指導員の配置や過料について、実際に行うべき。	1	—	指導員の配置につきましては、効率的・効果的な配置を検討してまいります。また、過料につきましては、条例の周知啓発を徹底し、施行から3年以内に過料規定を施行したいと考えております。
	どのように指導員を配置し、過料を徴収するのか。	1	—	指導員の配置につきましては、効率的・効果的な配置を検討してまいります。また、過料につきましては、条例の周知啓発を徹底し、施行から3年以内に過料規定を施行したいと考えております。
	財政が厳しい中、指導員の人件費はどこから捻出するのか。	1	—	厳しい財政状況の中、指導員の配置につきましては、効率的・効果的な配置を検討してまいります。
	監視カメラを設置することにより、違反の否認を防止することができると思う。	1	—	監視カメラも抑止力につながると考えますが、市といたしましては、違反者に直接、注意を行い、マナー向上を目指してまいりたいと考えております。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
過料	過料を高くし、条例の実効性を確保すべき。	2	○過料は実効性を考慮し、1万円でもよいと思う。	稲城市まちをきれいにする市民条例では、ポイ捨てに対し、2000円以下の過料を定めており、整合性や他の自治体の状況を加味し、過料は、2000円と考えております。
	過料ではなく、罰金刑を科すほうが効果が高いと考える。	1	—	市では、一部の喫煙者のマナー向上を目指し、条例を施行し、違反者に対し、過料を科すこととしております。従いまして、条例施行後は、周知啓発を徹底的に実施した後、過料規定を3年以内に施行してまいります。
	過料の適用は、条例施行後、3箇月の周知期間があれば十分である。	1	—	この条例は、市民だけでなく、本市を訪れる方々にも適用するため、条例の周知啓発を徹底し、施行から3年以内に過料規定を施行させたいと考えております。
	過料を科すという点では、以前に川崎市でテストの事例があるはずなので、うまく進んでいたか問い合わせてみる必要があるかと思えます。	1	—	市では、過料徴収を実践している自治体の過料徴収業務を参考に過料の検討を進めておりますが、今後、必要に応じてその他の自治体の事例なども参考にしたいと考えております。

区分	意見の概要	意見件数	主な意見	市の考え方
その他	注意喚起としてポスター等を市内全域に貼付すべき。	3	○路上へのマークなどにより禁止区域の明示を。 ○注意喚起としてポスター等を市内全域に貼付すべき。 ○他市の公園では、周囲への配慮を呼びかける看板だけで、喫煙者はほとんどいない状況。条例化はしかたないが、喫煙パトロールなどやらなくてもお互いに思いやるまちであってほしい。	市内全域へのポスターの貼付等のほか、市広報や市ホームページなどにより周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。
	禁煙の表示については、若葉台の美観を損なわないよう表示すべき。	1	—	若葉台地区に限らず、条例の実効性を確保することと街の美観とのバランスを考慮しながら、掲示物の設置を考えてまいります。
	若葉台駅の南側は川崎市。駅南側がひどくならないよう対応すべき。	1	—	条例については、稲城市内にも適用されますが、今後、川崎市にも協議が必要であると認識しております。
	たばこ税については、相当部分をたばこ対策に計上すべき。	1	—	市たばこ税は、地方税法により、用途を特定しない普通税とされておりますので、必要に応じて路上喫煙対策として支出してまいりたいと考えております。